

津田塾大学研究活動上の不正行為等に関する相談窓口細則

(趣旨)

第1条 この細則は、津田塾大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第6条第3項に基づき、津田塾大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為等に関する相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の方法)

第2条 不正行為があると思料する者で、不正行為に当たるかの解釈について疑義がある者は、相談窓口にて相談することができる。

2 相談の方法は、電話、電子メール、ファックス、文書又は口頭によるものとする。

3 相談窓口は、通報等の意志を明示しない相談があり、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報等の意志の有無を確認するものとする。

4 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等である時は、相談窓口は、相談者の氏名を伏せて速やかに通報窓口へ報告するものとする。ただし、相談窓口の内、当該事案又は人物と直接の利害関係を有する者は当該事案についての関与はできないものとする。

5 前項の報告があり、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、学長は、当該報告内容に関する者に対して警告を行うものとする。

(守秘義務)

第3条 相談窓口その他相談の処理に関与した者は、相談窓口へ寄せられた相談の相談者、当該相談内容に関する者および相談内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

2 学長は、正当な理由なく前項の秘密を他に漏らした者に対して、津田塾大学就業規則等の関係諸規程に基づき、必要な処分を行うことができる。

(相談者等の保護)

第4条 学長は、相談者が相談したことを理由として、当該相談者等に対して解雇その他不利益な取扱いを一切してはならない。

2 学長は、相談者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 学長は、相談者及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課すことができる。

第5条 この細則に関する事務は、研究支援事務室において処理をする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、相談の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は、研究支援事務室が起案し、学長室会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年（2016年）2月10日から施行する。

この細則は、平成29年（2017年）10月1日から施行する。